



2020年度もどうぞよろしくお願いいたします。

1日も早く新型コロナが収束し、平穏な日々が訪れますように。

ひろせゆき行政書士事務所では、平成30年成立の民法改正により相続に関するルールが大きく変わったことを受け、遺言書・相続に関する改正点を中心にNews Letterを発行しております。皆さまのお役に立てれば幸いです。



配偶者居住権の新設

2020年4月1日～

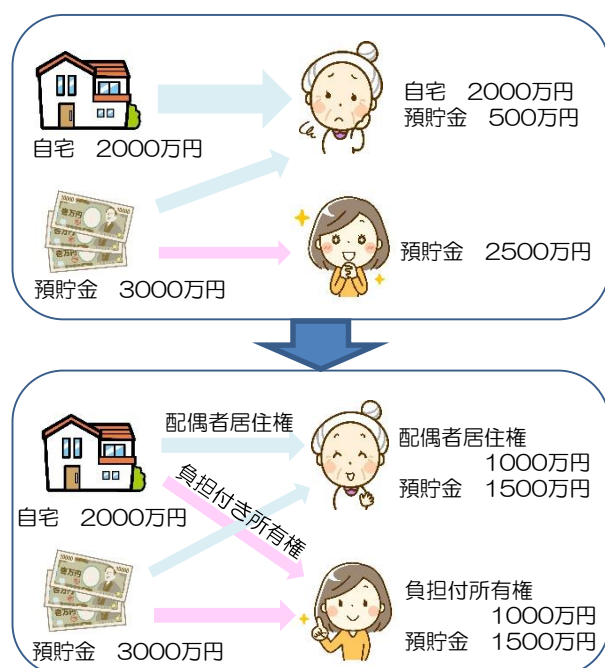
配偶者が自宅を取得することで、他の財産を受け取ることができなくなることを避けるために新設されました。相続開始時（被相続人が亡くなった時）に配偶者が被相続人所有の建物に住んでいた場合、配偶者居住権を取得することで、終身または一定期間、その建物に無償で住み続けられるようになります。

【指定方法】遺言書または遺産分割協議

* 注意すべき事項もあるため、考慮を要します。

【事例】相続人：妻：子（1：1）

遺産：自宅2000万円 / 預貯金3000万円



遺産分割前の相続預金の払い戻し制度

2019年7月1日～

口座名義人が亡くなれば、預金が遺産分割の対象となる場合、遺産分割が終了するまでの間、相続預金の払い戻しができませんでした。それでは、配偶者が生活費に困ったり、葬儀費用が払えないといったこともあることから、遺産分割前でも当面の生活費や葬儀費用などの一定額について、単独で払い戻せるようになりました。

<注意！> 一定額以上を勝手に払い戻してしまうと、相続を承認してしまうことになります。被相続人に多くの負債があっても相続放棄できなくなりますので、くれぐれもお気をつけください。

【計算式】預金（口座基準）×1/3×法定相続分

* ただし、一つの金融機関から払い戻せるのは150万円まで

【事例】相続人：長男・次男 / 預貯金600万円



600万円×1/3×1/2=100万円

→長男は単独で100万円の払い戻し可

